

# 北山村定員管理計画

令和4年度～令和8年度

平成4年4月  
北 山 村

## 1 策定にあたって

村の職員の定員管理の適正化については、平成17年に策定した北山村行財政改革推進計画に基づいた事務事業の見直しや外部委託の見直し、組織の簡素・効率化などの機構改革など集中的に取り組みを行ったことにより、一定の成果が得られたところです。

しかし、今後さらに人口が減少することが見込まれ、村税収入の伸びが期待できない状況の下、収入の主となるものの1つでもある地方交付税は国の動向により今後も減額傾向にあります。限られた財源の中で効率的に施策を推進するため、事務の効率化等の見直しをする必要がありますが、地方分権、権限移譲の流れの中、国県の事務が市町村の事務となり村職員の業務が複雑化するなどの理由で職員数を減らすことが困難な状況です。

今後においても最小の職員数で住民福祉の増進に向けて最大の行政効果を上げることを目指すために、定員管理計画を策定し、進行管理を行うものです。

## 2 職員数現状

### (1) 職員数の推移

過去5年間の職員数の推移は次のとおりとなっています。

令和3年1月に1名、令和3年4月に2名の新規採用及び国の機関に出向中であった職員1名が復職したため、令和3年度は職員全体で4名の増加となっております。

年度 部門	H29	H30	H31	R2	R3
職員総数	26	23	23	23	27
一般行政	18	16	16	17	19
議会	1	1	1	1	1
総務	8	8	8	9	8
税務	1	1	2	2	2
農林	2	2	1	1	2
商工	0	0	0	0	0
土木	3	1	1	1	1
民生	2	2	2	2	3
衛生	1	1	1	1	2
教育関係	2	2	2	2	1
公営企業	6	5	5	4	7

※職員数は一般職に属する職員数である。

## (2) 年齢別職員構成の状況

年齢ごとの職員構成は、28歳から31歳が14.8%、28歳から31歳が22.2%、56歳から59歳が18.5%で半数以上の55.5%を占めている。

今後は、退職者の状況を踏まえながら出来る限り年齢構成の平準化を図りたい。

令和3年4月現在

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 1	人 1	人 4	人 6	人 3	人 0	人 2	人 3	人 1	人 5	人 1	人 27
割合	0.0	3.7	3.7	14.8	22.2	11.1	0.0	7.5	11.1	3.7	18.5	3.7	100.0

## (3) 退職の状況

職員数が少ないため、過去5年間の退職者数は2名である。

退職年度	H29	H30	H31	R2	R3
定年	0	0	0	0	0
勸奨	0	0	1	0	0
自己都合	0	0	0	0	1
計	0	0	1	0	1

## (4) 採用の状況

職員採用は退職者補充を基本としているが、平成29年度と令和3年度は2名の新規採用、令和2年度は再任用と新規採用が各1名あった。

採用年度	H29	H30	H31	R2	R3
新規採用	2	0	0	1	2
再任用	0	0	0	1	0
計	2	0	0	2	2

(5) 普通会計における類似団体別職員数（修正値）との比較

令和2年4月1日現在

	北山村	類似団体職員数 (修正値)	超過数
議 会	1	0	1
総務・企画	9	3	6
税 務	2	1	1
民 生	2	1	1
衛 生	1	1	0
労 働	0	0	0
農 林 水 産	1	1	0
商 工	0	0	0
土 木	1	1	0
一般行政職計	17	8	9
教 育	2	1	1
消 防	0	0	0
普通会計計	19	9	10

※地方公共団体定員管理調査より

### 3 定員管理計画

#### (1) 基本方針

地方自治体を取り巻く環境は常に変化しており、限られた財源の中で多様化する住民ニーズに適切に対応するため、適正な定員管理と人材育成を図り、地域の実情に応じた柔軟な行政運営に努めます。

##### ①行政運営・事務事業の効率化

高度化・多様化する行政需要に対応するため、行政組織機構の再編、事務事業の集約化等の見直しを継続的に実施し、事務の効率化及び適正な人員配置に努めます。

##### ②職員能力の向上

業務が複雑化し専門性を必要とする業務が増加傾向にある中、住民ニーズに対応するため、研修等への積極的な参加を促進し職員の資質を高め、公務能率の向上に努めます。

##### ③職員採用

職員の採用については、退職者の補充を基本とし計画的に実施します。

##### ④再任用制度の活用

豊富な知識や経験を活かせる業務への効果的な再任用制度の活用を図ります。

## (2) 計画目標

職員の退職による補充採用を基本とし、併せて再任用制度を効果的に活用し、多様な任用形態の活用を図ります。

本計画における再任用職員の含めた総職員数は30人を超えない範囲で維持するものとします。

## (3) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

今後、村を取り巻く社会情勢等の変化により、計画の見直しが必要となる場合は、適宜計画を見直しするものとする。